

香川県営業時間短縮協力金（第2次）に関するよくある質問

問1 第2次の協力金の対象となる営業時間短縮の要請期間を教えてください。

【回答】令和3年4月28日（水）午前0時から5月11日（火）午後12時までの期間（14日間）であり、一日でも、営業時間短縮にご協力いただけない日があれば、協力金の支給要件を満たしません。

また、深夜営業をされている店舗について、4月28日（水）午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支給要件を満たしません。

問2 4月7日からの営業時間短縮の要請については、準備が間に合わず協力できなかったが、4月28日からの営業時間短縮の再要請に応じた場合、営業時間短縮協力金の対象になりますか。

【回答】4月7日から20日までの営業時間短縮の要請に応じていただけなかった場合でも、4月28日から5月11日までの営業時間短縮の再要請に応じていただいた場合は、第2次の営業時間短縮協力金の対象にはなりません。（第1次の協力金の対象にはなりません。）

問3 第2次の営業時間短縮協力金には、前回（第1次）の営業時間短縮協力金から変更された点はありませんか。

【回答】第2次の営業時間短縮協力金の支給対象となる店舗や事業者の要件は、前回（第1次協力金）から変更はありませんが、協力金の金額が一律ではなく、規模別に変更となったため、1店舗当たりの協力金の金額や申請時に必要となる書類等が異なりますので、ご注意ください。詳細は、第2次協力金の「申請受付要項」にて、ご確認ください。

問4 第2次の営業時間短縮協力金の申請に必要な書類は、どのようなものですか。

【回答】詳細は、第2次協力金の「申請受付要項」にてご確認くださいこととなりますが、提出いただく書類は概ね次のとおりです。

共通書類

- ①香川県営業時間短縮協力金（第2次）申請書
- ②（個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し
- ③協力金の振込口座の通帳等の写し
- ④食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し
- ⑤税務署等に提出した直近の確定申告書の写し（開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」又は「開業届」の写し）

- ⑥申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）
- ⑦誓約書
- ⑧（該当者のみ）飲食店等営業許可証に係る申立書

前年又は前々年の1店舗当たりの1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円（税抜き）超の場合

（上記の①から⑧までに加え、）

- ⑨前年又は前々年の4月と5月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書の写し（時短要請期間方式を選択する場合は、4月28日から5月11日までの飲食業売上高が確認できるもの）
- ⑩前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日（定休日などの店休日）を除く場合は、その休業日が確認できるもの（毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写しでも可）

売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合

（上記の①から⑩までに加え、）

- ⑪本年の4月と5月の飲食業売上高が確認できる売上帳等（時短要請期間方式を選択する場合は、4月28日から5月11日までの飲食業売上高が確認できるもの）の写し
- ⑫本年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日（定休日などの店休日）を除く場合は、その休業日が確認できるもの（毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写しでも可）

※上記のほか、売上高の計算に係る例外や、新規開店等の特例を用いる場合などには、それらの例外や特例を必要とする状況を確認するための書類が必要となります。

問5 第2次の営業時間短縮協力金の支給額は、どのように計算するのですか。

【回答】第2次の営業時間短縮協力金の支給額は、国の方針を踏まえ、事業規模に応じたものになり、中小企業及び個人事業主で売上高方式を選択した場合、前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高に応じて、1店舗につき、1日当たり2万5千円から最大7万5千円までとなります。

また、大企業の場合や、中小企業及び個人事業主で売上高減少額方式を選択した場合には、前年又は前々年からの1日当たりの飲食業売上高減少額に応じて、1店舗につき1日当たり最大20万円となります。

◆中小企業及び個人事業主

○売上高方式（売上高に基づいて協力金の額を算定する方式）

<1日当たりの協力金の金額>

下限2万5千円 ～ 上限7万5千円

○ 売上高方式【中小企業の場合】



① 1日当たりの飲食業売上高が、8万3,333円（消費税を除く）以下の場合

→ 一律2万5千円/日 の支給額

② 1日当たりの飲食業売上高が、8万3,333円（消費税を除く）を超え
25万円（消費税を除く）までの場合

→ 1日当たりの飲食業売上高 × 0.3 の支給額
※千円未満を切り上げ

③ 1日当たりの飲食業売上高が、25万円（消費税を除く）を超える場合

→ 一律7万5千円/日 の支給額

売上高を参照する期間は下記（ア～エ）から申請者が選択

	売上高を参照する期間		
	選択方式	年	月又は期間
ア	月単位方式	令和元年(平成31年)	4月及び5月
イ		令和2年	
ウ	時短要請期間方式	令和元年(平成31年)	4月28日～5月11日
エ		令和2年	

◆大企業（中小企業及び個人事業主も選択可）

○売上高減少額方式（売上高の減少額に基づいて協力金の額を算定する方式）

< 1日当たりの協力金の金額 >

(売上高を参照する期間 (A) の1日当たり飲食業の売上高

－ 時短要請期間 (B) の1日当たり飲食業の売上高) × 0.4

※千円未満を切り上げ

ただし、20万円 又は

売上高を参照する期間 (A) の1日当たり飲食業売上高 × 0.3 の いずれか

低い額が1日当たりの上限額

※千円未満を切り上げ

「売上高を参照する期間（A）」は下記（ア～エ）から申請者が選択

売上高を参照する期間（A）			
	選択方式	年	月又は期間
ア	月単位方式	令和元年(平成31年)	4月及び5月
イ		令和2年	
ウ	時短要請期間方式	令和元年(平成31年)	4月28日～5月11日
エ		令和2年	

「時短要請期間（B）」は、「売上高を参照する期間（A）」が（ア、イ）の場合は（オ）、（ウ、エ）の場合は（カ）です。

時短要請の期間（B）		
	年	月又は期間
オ	令和3年	4月及び5月
カ		4月28日～5月11日

※協力金の金額は、1日当たりの単価×日数で計算しますが、日数には、定休日や再要請前に店休日としていた日は含みません。

※要請の対象となる複数の飲食店を営業している場合には、要請に応じた複数の店舗について合計した金額が事業者全体の支給額となります。

問6 協力金の額を計算する際に参照する「1日当たりの売上高」は、どのように計算するのですか。

【回答】「1日当たりの飲食業売上高」を店舗ごとに計算する方法は、申請者が次の計算方法のうちから選択します。

①月単位方式

- ・前年（令和2年）又は前々年（令和元年）の4月と5月における飲食業売上高により算出

（計算式）

$$\underline{\text{1日当たりの飲食業売上高}} = \underline{\text{4月と5月の売上高}} \div \underline{\text{営業日数(※1)}}$$

（※1） 4月と5月の61日間のうち、休業日（定休日や不定休による店休日）を除いた日数

②時短要請期間方式

- ・前年（令和2年）又は前々年（令和元年）の 時短要請期間と同日付けの期間（4月28日から5月11日までの14日間）における飲食業売上高により算出

(計算式)

$$\frac{\text{1日当たりの飲食業売上高}}{\text{4月28日から5月11日までの飲食業売上高} \div \text{営業日数}(\ast 2)}$$

(※2) 4月28日から5月11日までの14日間のうち休業日(定休日や不定休による店休日)を除いた日数

問7 開店後1年未満であり、協力金算出の根拠となる、前年又は前々年の売上実績がない場合でも協力金は支給されますか。その場合、どのように計算すればよいですか。

【回答】時短要請期間の開始日(4月28日)より前に1日以上営業期間があった店舗は、協力金の対象となります。新規開店の場合の特例として、開店1年未満で、参照する前年又は前々年の売上実績が無い場合は、次の方法で1日当たりの売上高を計算します。

(計算式)

$$\frac{\text{1日当たりの飲食業売上高}}{\text{(4月27日)までの期間の飲食業売上高の合計} \div \text{同期間の営業日数}(\ast 3)}$$

(※3) 開店の日から4月27日までの日数のうち、休業日(定休日や不定休による店休日)を除いた日数

問8 複数の飲食店を経営しており、店舗ごとや月別の飲食業売上高が把握できていない場合、協力金の金額はどのようにして計算しますか。

【回答】前年(令和2年)又は前々年(令和元年)の店舗ごとや月別の飲食業の売上高が把握できない場合には、例外的に次の方法で計算します。

(計算式)

$$\begin{aligned} & \frac{\text{店舗ごとの年間の飲食業売上高}}{\text{事業者全体の飲食業売上高} \div \text{店舗の数}} \\ & \frac{\text{1日当たりの飲食業売上高}}{\text{店舗ごとの年間の飲食業売上高} \div \text{年間の日数(休業日を除く)}} \end{aligned}$$

問9 飲食業以外の事業も行っているのですが、「1日当たりの売上高」を計算する際に、飲食業以外の事業による売上高やテイクアウトや物品販売等の売上高も含めて計算してもいいですか。

【回答】「1日当たりの売上高」を計算する場合には、飲食業以外の事業による売上高は除く必要があります。また、営業時間短縮要請の対象とならないテイクアウトや物品販売等の売上高も除いて算出する必要があります。

ただし、営業時間短縮の要請期間中、午後9時以降のテイクアウトや物品販売等の営業を行っていない店舗など、飲食業の売上高のみを算出することが困難であると認められる場合は、テイクアウト等の売上高も飲食業の売上高に含めて計算することが可能です。

問10 第2次の営業時間短縮協力金で、売上高方式を選択できるのは、中小企業のみとのことですが、中小企業の定義はどのようになっていますか。また、個人事業主は、どのようになりますか。

【回答】中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の規定により、次の表のとおり、その事業者が営む主たる事業の区分に応じ、資本金と従業員数で判断します。なお、個人事業主は中小企業と同じ取扱いとなります。

業種（具体例）	① 又は ②の <u>いずれか</u> を満たせば中小企業	
	①資本金	②常時使用する従業員
サービス業 ※宿泊業、マージャン店、カラオケ店など	5,000万円 以下	100人 以下
小売業 ※飲食店		50人 以下

※ 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の考え方については、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としており、次の者は「常時使用する従業員」には含みません。

- ①会社役員及び個人事業主本人
- ②日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ③2か月以内の期間を定めて使用される者（契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ④季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ⑤試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用された場合は算入する）

問11 第1次と第2次の営業時間短縮協力金では、申請時の書類に重複するものが多いと思うが、第1次の申請時に提出した書類は、第2次の申請時に提出を省略することができますか。

【回答】第1次と第2次の協力金の審査は個別に行うため、第1次の申請時の提出書類についても、第2次の申請時に省略することはできません。

なお、第1次と第2次で共通する書類もありますので、第1次の営業時間短縮に伴う協力金の申請書類一式については、提出前にコピーをしておき、控えとしてお持ちいただくと、第2次の営業時間短縮に伴う協力金の申請時に活用していただけます。

問12 確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合は、協力金の申請はできないのですか。

【回答】確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合は、収支内訳書に代えて、確定申告書と同期間の収入等の状況が分かる資料（確定申告書の収入金額等の事業収入（営業等）欄に記載の金額の状況が分かる資料等）をご提出ください。

問13 営業時間短縮に協力した事実が確認できれば、書類の不備があっても協力金は支給されますか。

【回答】書類の不備等がある場合は、協力金事務局から個別に連絡させていただくなど、必要書類を確認させていただいたうえで、協力金をお支払いさせていただきます。

問14 4月28日～5月11日の営業時間短縮の協力要請に応じ、協力金の申請をしていますが、国（中小企業庁）の「月次支援金（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金）」の申請も可能ですか。

【回答】国の「月次支援金」は、対象月において、県の営業時間短縮協力金の支給対象の事業者は、給付対象外とされています。

詳しくは下記へ確認ください。

●月次支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

問15 この協力金は営業時間短縮に協力した飲食店のみが対象となっていますが、営業時間短縮等で影響を受けた飲食店以外の事業者への支援制度はないでしょうか。

【回答】時短要請の対象となった飲食店を経営する事業者以外の県内事業者の方を対象に、本年4月から6月の売上が令和元年又は平成30年の同期比で30%以上減少した場合に応援金をお支払いする香川県営業継続応援事業（第2次）など、雇用維持・事業の継続、地域経済の回復・活性化のための補正予算案を令和3年6月県議会定例会に提案しており、議会の審議を経て予算が成立した後に詳細を公表いたします。